

## 事業概要

南海トラフ巨大地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する。

## 交付対象

- ①津波防災拠点整備計画策定支援に要する費用： 計画策定費、コーディネート費
- ②津波防災拠点のための公共施設等整備： 地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備
- ③津波防災拠点のために必要な公共施設、公益的施設（教育施設、医療・福祉施設等）の用地取得造成

## 施行地区要件

- 次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であること。
  - ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定地域を有する市町村であること。
  - ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。
- (推進計画に都市のコンパクト化の基本方針を記載することとし、拠点整備の計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないことを国交省において確認したものに限る。)

※原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり5ヘクタールまでとする。

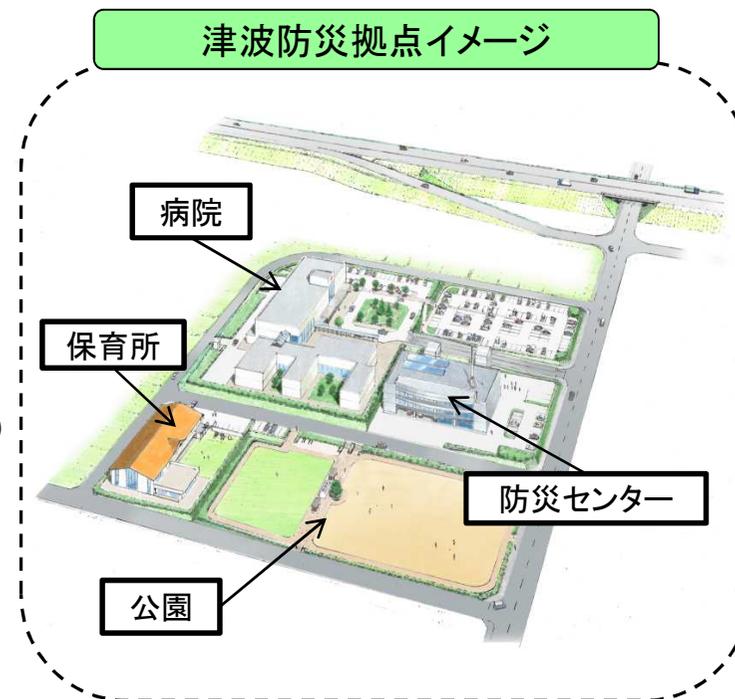
## 交付金事業者

地方公共団体

## 基礎額

1/2

## 津波防災拠点イメージ



## 交付対象事業

### ①整備計画策定支援

津波防災拠点整備計画策定支援に要する費用

- イ 計画策定費
- ロ コーディネート費

### ②公共施設等整備

地区公共施設、津波防災拠点施設の整備に要する費用

- イ 測量試験費
- ロ 実施設計費
- ハ 工事費

### ③用地取得造成

津波防災拠点のために必要な公共施設、公益的施設の用地取得造成に要する費用

- イ 測量試験費
- ロ 実施設計費
- ハ 用地費
- ニ 補償費
- ホ 造成費

※ 取得・造成した用地を分譲する場合の価格は分譲時の適正な時価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。